

感染症の予防及びまん延防止のための指針

医療法人社団 幸徳会

感染症の予防及びまん延防止のための指針

当法人は、患者・利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療・介護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、患者・利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を診療所・介護事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い医療・介護サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、定期的な委員会の開催（年2回）、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、患者・利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常診療・支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 患者・利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に部門ごと年1～2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) 診療・ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者、感染対策委員と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。（連携・報告先は診療所・介護事業所ごと確認のこと）
 - イ) 医療機関：薬袋内科クリニック Tel 055-933-0333
 - ロ) 嘱保健所：静岡県東部保健所 Tel 055-920-2082
 - ハ) 指定権者：静岡県福祉指導課 Fax 054-221-2142（メール対応可） など
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者、感染対策委員と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 法人内：理事長・感染対策委員長 薬袋一夫
 - ロ) 関係介護事業所・利用者家族 など

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2020年 12月 7日から適用する。